

令和6年3月28日

事業適応促進業務における指定金融機関の指定について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の19第1項の規定に基づき、令和6年3月28日付けで同項に規定する指定金融機関として次の金融機関を指定したので、同法第21条の20第1項の規定に基づき公示する。

1. 指定金融機関の商号又は名称

株式会社 十八親和銀行

2. 指定金融機関の住所

長崎県長崎市銅座町1番11号

3. 事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

営業所又は事務所の名称	所在地
ソリューション営業部	長崎県長崎市銅座町1番11号
営業推進部	長崎県長崎市銅座町1番11号